

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人日本学生支援機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

日本学生支援機構は、国が中期的な期間について定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき、奨学金事業、留学生支援事業、学生生活支援事業を通じて次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な優れた人材を育成するとともに、国際理解・交流を図ることにより、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする。

上記目的の趣旨から、当法人の役員の俸給の支給の水準については、国家公務員の指定職俸給表の給与水準を考慮して設定している。理事長については、指定職俸給表4号と5号の間、理事については、指定職俸給表2号と4号の間に設定している。

② 令和元年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

期末特別手当の額は、「役員給与規程」において、文部科学大臣が機構に対して行う業績評価の結果を勘案し、理事長が、その者の職務実績に応じ、100分の10の範囲内でこれを増額し、または減額することができると規定している。

③ 役員報酬基準の内容及び令和元年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、俸給、地域手当、通勤手当及び期末特別手当から構成されている。
一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、期末特別手当の支給割合について引上げ 3.35月分→3.4月分を実施した。

理事

役員報酬支給基準は、俸給、地域手当、通勤手当及び期末特別手当から構成されている。
一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、期末特別手当の支給割合について引上げ 3.35月分→3.4月分を実施した。

監事

役員報酬支給基準は、俸給、地域手当、通勤手当及び期末特別手当から構成されている。
一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、期末特別手当の支給割合について引上げ 3.35月分→3.4月分を実施した。

監事(非常勤)

役員報酬支給基準は、非常勤役員手当のみとなっている。
なお、令和元年度では、改定していない。

2 役員の報酬等の支給状況

| 役名 | 令和元年度年間報酬等の総額 | | | | 就任・退任の状況 | | 前職 |
|----------------|---------------|--------------|-------------|----------------------------------|----------|---------|----|
| | 報酬(給与) | 賞与 | その他(内容) | 就任 | 退任 | | |
| 法人の長 | 千円 16,403 | 千円 10,836 | 千円 3,399 | 千円 2,167 (地域手当) 0 (通勤手当) | H31.4.1 | | |
| A理事 (理事長代理) | 千円 8,868 | 千円 5,124 | 千円 2,659 | 千円 1,025 (地域手当) 60 (通勤手当) | | R1.9.30 | ◇ |
| B理事 (理事長代理) | 千円 8,955 | 千円 5,124 | 千円 2,739 | 千円 1,025 (地域手当) 68 (通勤手当) | R1.10.1 | | ◇ |
| C理事 | 千円 16,851 | 千円 9,648 | 千円 5,082 | 千円 1,930 (地域手当) 191 (通勤手当) | | R2.3.31 | ※ |
| D理事 | 千円 16,710 | 千円 9,648 | 千円 5,082 | 千円 1,930 (地域手当) 50 (通勤手当) | | | ※ |
| E理事 | 千円 16,697 | 千円 9,648 | 千円 5,082 | 千円 1,930 (地域手当) 37 (通勤手当) | | | ◇ |
| 監事 | 千円 13,950 | 千円 8,256 | 千円 3,953 | 千円 1,651 (地域手当) 90 (通勤手当) | | | |
| 監事 (非常勤) | 千円 204 | 千円 204 | 千円 0 | 千円 0 () | | | |

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

注3:千円以下四捨五入で記入。

3 役員報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

日本学生支援機構は、奨学金事業、留学生支援事業、学生生活支援事業を通じて、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な優れた人材を育成するとともに、国際理解・交流を図ることを目的としており、法人の長は、これらの事業を実施するにあたり、各大学と連携しつつ学生を支援するための高いリーダーシップが求められ、特に奨学金事業に関しては金融に関する深い知見も求められる。

法人の長の報酬等の支給の基準については、独立行政法人通則法において、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該独立行政法人の業務の実績等を考慮して定めることとされていることから、当法人の長の報酬水準については、国家公務員指定職俸給表4～5号俸の間（本省局長級）とし、さらに、国家公務員指定職の給与改定が行われた際には同様の改定を行うこととしており、妥当と考える。

なお、法人の長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬29,002千円と比較した場合、それ以下となっている。

理事

日本学生支援機構は、奨学金事業、留学生支援事業、学生生活支援事業を通じて、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な優れた人材を育成するとともに、国際理解・交流を図ることを目的としており、法人の理事は、各担当の事業を実施するにあたり、各大学と連携しつつ学生を支援するための高いリーダーシップが求められる。

法人の理事の報酬等の支給の基準については、独立行政法人通則法において、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該独立行政法人の業務の実績等を考慮して定めることとされていることから、当法人の理事の報酬水準については、国家公務員指定職俸給表2～4号俸の間（本省審議官級）とし、さらに、国家公務員指定職の給与改定が行われた際には同様の改定を行うこととしており、妥当と考える。

なお、法人の理事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬29,002千円と比較した場合、それ以下となっている。

監事

役員の手給額については、国家公務員指定職の給与改定が行われた際には同様の改定を行うこととしており、適正水準であると考える。

監事(非常勤)

役員の手給額については、国家公務員の指定職相当と比べても低い金額となっており、適正水準であると考える。

【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や参考となる国家公務員との比較などを考慮すると、法人の役員の手給水準は妥当であると考える。

引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。

4 役員の退職手当の支給状況(令和元年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

| 区分 | 支給額(総額) | 法人での在職期間 | | 退職年月日 | 業績勘案率 | 前職 |
|------|---------|----------|---|----------|---------|----|
| | 千円 | 年 | 月 | | | |
| 法人の長 | 8,786 | 7 | 9 | H31.3.31 | 1.0 | ※ |
| 理事 | 8,075 | 8 | 0 | R2.3.31 | 1.0(暫定) | ※ |
| 監事 | 該当者なし | | | | | |

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

注:理事の支給額(総額)は、業績勘案率が未決定のため、暫定の業績勘案率により退職手当を暫定支給している。

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

| 区分 | 判断理由 |
|------|---|
| 法人の長 | 在職期間7年9月における法人及び個人の業績等を踏まえ、「独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルールについて」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、文部科学大臣が業績勘案率1.0を決定した。 退職手当支給額は、当該業績勘案率を踏まえ、「役員退職手当規程」に基づき決定されており、妥当なものと認められる。 |
| 理事 | 仮支給のため該当なし |
| 監事 | 該当者なし |

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

期末特別手当の額は、「役員給与規程」において、文部科学大臣が機構に対して行う業績評価の結果を勘案し、理事長が、その者の職務実績に応じ、100分の10の範囲内でこれを増額し、または減額することができると規定している。
引き続き現在の仕組みを継続していく。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

職員の給与水準の設定等については、国家公務員の給与水準に準拠することを基本的な考えとする。

○国家公務員・・・令和元年度において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額、411,123円となっており、全職員の平均給与月額は417,683円となっている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

勤勉手当の額は、期間中の職員の勤務成績等について、自己評価と複数上司の評価を実施し、これらを総合的に勘案して、増額し、または減額するほか、昇給区分を5段階にして、勤務成績を昇給に反映させている。

③ 給与制度の内容及び令和元年度における主な改定内容

日本学生支援機構職員給与規程に則り、俸給及び諸手当(役職手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当)としている。

○一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、4月に以下の措置を講ずることとした。

①扶養手当の見直し

一般職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものについて配偶者及び父母等に係る扶養手当の支給月額を3,000円引き下げ(6,500円→3,500円)

○一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴い、12月に以下の措置を講ずることとした。

①令和元年度俸給表の改定(平成31年4月に遡って実施)

一般職俸給表、教育職俸給表、任期付一般職俸給表、任期付教育職俸給表において、改定を行った。(初任給(大卒程度)を1,500円程度引き上げ、若年層の職員が在職する号俸について、所要の改定(平均改定率0.1%引き上げ))

②賞与の支給割合について引き上げ 4.45月分 → 4.5月分(0.05月引上げ)

○労働基準法に準拠し、1月に以下の措置を講ずることとした。

①勤務1時間あたりの給与額の算出方法を改正(平成29年4月に遡って実施)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

| 区分 | 人員 | 平均年齢 | 令和元年度の年間給与額(平均) | | | |
|-------------------|----------|-----------|-----------------|-------------|-----------|-------------|
| | | | 総額 | うち所定内 | | うち賞与 |
| | | | | うち通勤手当 | | |
| 常勤職員 | 人 345 | 歳 45.6 | 千円 7,075 | 千円 5,140 | 千円 174 | 千円 1,935 |
| 事務・技術 | 人 335 | 歳 45.6 | 千円 7,037 | 千円 5,112 | 千円 175 | 千円 1,925 |
| 教育職種 (日本語学校教員) | 人 10 | 歳 47.0 | 千円 8,335 | 千円 6,057 | 千円 156 | 千円 2,278 |

| | | | | | | |
|-------------------|---------|-----------|-------------|-------------|-----------|-------------|
| 任期付職員 | 人 21 | 歳 49.5 | 千円 3,908 | 千円 2,900 | 千円 178 | 千円 1,008 |
| 事務・技術 | 人 21 | 歳 49.5 | 千円 3,908 | 千円 2,900 | 千円 178 | 千円 1,008 |
| 教育職種 (日本語学校教員) | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |

(年俸制適用者)

| | | | | | | |
|-------|---|---|----|----|----|----|
| 任期付職員 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 事務・技術 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |

| | | | | | | |
|-------------------|--------|-----------|-------------|-------------|-----------|-------------|
| 再任用職員 | 人 5 | 歳 64.1 | 千円 4,862 | 千円 3,566 | 千円 126 | 千円 1,296 |
| 事務・技術 | 人 5 | 歳 64.1 | 千円 4,862 | 千円 3,566 | 千円 126 | 千円 1,296 |
| 教育職種 (日本語学校教員) | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |

| | | | | | | |
|-------------------|---------|-----------|-------------|-------------|-----------|----------|
| 非常勤職員 | 人 15 | 歳 45.5 | 千円 4,037 | 千円 3,987 | 千円 161 | 千円 50 |
| 事務・技術 | 人 | 歳 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 教育職種 (日本語学校教員) | 人 15 | 歳 45.5 | 千円 4,037 | 千円 3,987 | 千円 161 | 千円 50 |

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

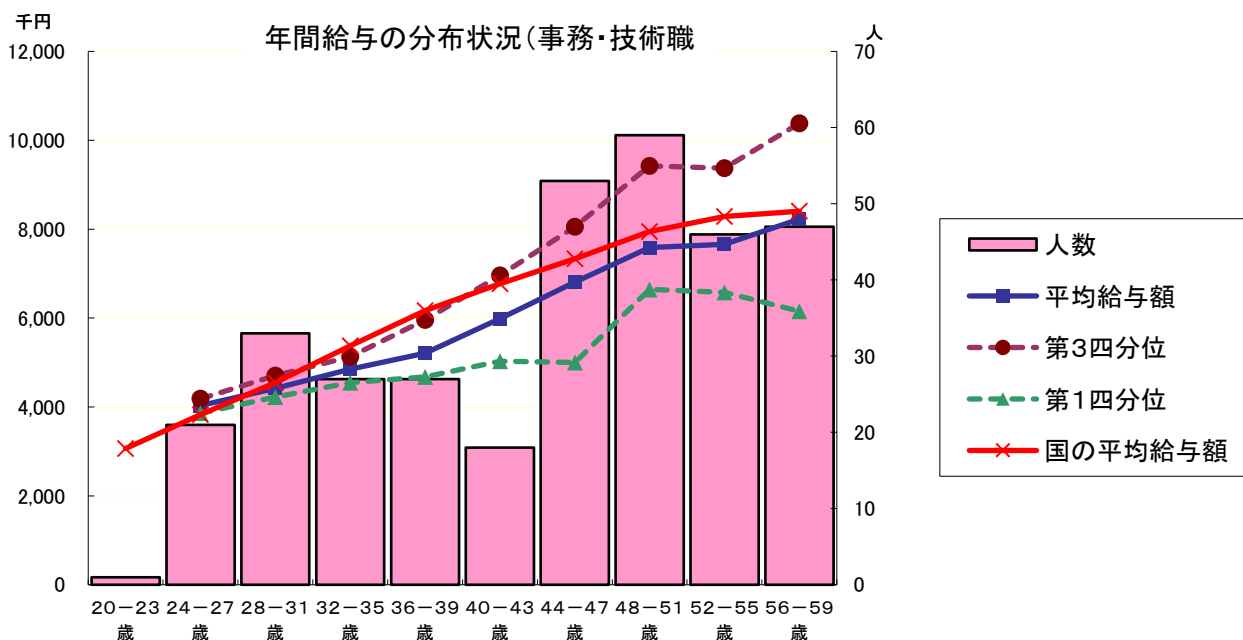
注:任期付職員のうち教育職種(日本語学校教員)については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、任期付職員全体の数値からも除外している。

注:年俸制適用者については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載していない。

注:再任用職員のうち教育職種(日本語学校教員)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、再任用職員全体の数値からも除外している。

注:非常勤職員のうち事務・技術職については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、非常勤職員全体の数値からも除外している。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔年俸制職員(任期付職員)を除く。以下、④まで同じ。〕



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。
 注:20-23歳については該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから平均給与額、第1、3四分位について表示しない。

③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)

(事務・技術職員)

| 分布状況を示すグループ | 人員 | 平均年齢 | 年間給与額 | |
|-------------|----|------|--------|--------------|
| | | | 平均 | 最高～最低 |
| | 人 | 歳 | 千円 | 千円 |
| 代表的職位 | | | | |
| 部長 | 26 | 57.3 | 11,896 | 14,187～9,633 |
| 課長 | 50 | 52.8 | 9,362 | 10,978～7,825 |
| 課長補佐 | 58 | 49.5 | 7,728 | 8,955～5,824 |
| 係長 | 90 | 44.2 | 6,147 | 8,402～4,486 |
| 主任 | 51 | 42.6 | 5,305 | 8,524～3,963 |
| 係員 | 81 | 38.9 | 4,048 | 4,837～3,400 |

④ 賞与(令和元年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

| 区分 | | 夏季(6月) | 冬季(12月) | 計 |
|------|-----------------|-----------|-----------|-----------|
| 管理職員 | 一律支給分(期末相当) | % | % | % |
| | | 49.1 | 47.7 | 48.4 |
| | 査定支給分(勤勉相当)(平均) | % | % | % |
| | 最高～最低 | 54.3～41.5 | 55.3～41.0 | 54.8～41.3 |
| 一般職員 | 一律支給分(期末相当) | % | % | % |
| | | 57.9 | 56.6 | 57.3 |
| | 査定支給分(勤勉相当)(平均) | % | % | % |
| | 最高～最低 | 45.2～38.7 | 46.5～39.4 | 45.9～39.2 |

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

| 項目 | 内容 |
|-------------------------|---|
| 対国家公務員 指数の状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 93.9 ・年齢・地域勘案 84.1 ・年齢・学歴勘案 91.5 ・年齢・地域・学歴勘案 82.5 |
| 国に比べて給与水準が 高くなっている理由 | 該当なし |
| 給与水準の妥当性の 検証 | <p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 7.1%】 (国からの財政支出額 145,552,688千円、支出予算の総額 2,047,192,421千円:令和元年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円(平成30年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 21.3%(事務・技術職員数356名中76名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴の割合 83.7%(事務・技術職員数356名中298名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 0.18%】 (支出総額 2,057,831,580円、給与・報酬等支給総額 3,718,971千円:平 成30年度決算)</p> <p>(法人の検証結果) 本機構の対国家公務員指数は、年齢勘案、地域勘案、学歴勘案および地 域・学歴勘案において国家公務員を下回っている状況にあり、国家公務員 と比べ低い水準であるといえる。</p> <p>(主務大臣の検証結果) 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給 与水準は適正であると考え、引き続き適正な給与水準の維持に努めてい ただきたい。</p> |
| 講ずる措置 | <p>○令和2年度に目標とする比較指標</p> <p>【年齢】:107.0以下</p> <p>【年齢+地域+学歴】:100.0以下</p> <p>・今後も適正な給与水準となるよう努める。</p> |

4 モデル給与

(扶養親族がない場合)

○22歳(大卒初任給、独身)

月額 182,200円 年間給与 2,738千円

○35歳(本部係長)

月額 273,600円 年間給与 5,515千円

○50歳(本部課長補佐)

月額 373,400円 年間給与 7,775千円

※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者 6,500円、子1人に
つき 10,000円)を支給

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

勤勉手当の額は、期間中の職員の勤務成績等について、自己評価と
複数上司の評価を実施し、これらを総合的に勘案して、増額し、または
減額するほか、昇給区分を5段階にして、勤務成績を昇給に反映させて
いる。引き続き現在の仕組みを継続していく。

